

参考資料

平成 29 年第 3 回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市



# 目 次

	頁
(付議案件綴及び同説明資料綴 その11)	
議案第 99 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 100 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例	3
議案第 101 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 102 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	11
議案第 103 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例	15
議案第 104 号 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を 改正する条例	17
議案第 105 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	25
議案第 106 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	31
議案第 108 号 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例	35
議案第 109 号 堺市公園条例の一部を改正する条例	51

<議案第99号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
堺市PFI事業 検討委員会	(略)			堺市PFI事業 検討委員会	(略)		
堺市職員医療 審査会	(略)			堺市旧高倉台 西小学校活用 事業者選定委 員会	旧高倉台西小学校活用事業 に係る事業者の選定につい ての審議及び審査に関する 事務	5人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
(略)				堺市職員医療 審査会	(略)		
堺市環境局指 定管理者候補 者選定委員会	(略)			(略)			
堺市健康福祉 局指定管理者 候補者選定委 員会	(略)			堺市環境局指 定管理者候補 者選定委員会	(略)		
(略)				堺市プロポー ザル方式によ	本市が発注するESCO事 業（事業者が、庁舎等の設備	事業ごとに1 0人以内	委嘱され、又 は任命された
堺市景観賞選 考委員会	(略)						

堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会	大浜北町市有地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	4人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	るESCO事業者選定委員会	等の改修に係る企画、設計、施工、維持管理等を包括的にを行い、省エネルギーの効果を保証する事業をいう。)に係る随意契約の締結に当たり、当該事業ごとに行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	日から事業者が選定される日まで
堺市建設局指定管理者候補者選定委員会	(略)			堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会	(略)	
(略)				(略)		
				堺市景観賞選考委員会	(略)	
				堺市建設局指定管理者候補者選定委員会	(略)	
				(略)		

<議案第100号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例>

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
24 市長	(略)		24 市長	(略)	
			25 市長	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
74 市長	(略)		74 市長	(略)	
			75 市長	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの



<議案第101号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>以下「1歳6か月到達日」という。</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 (略)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 前条第3号に掲げる場合に該当すること。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時

(8) 前条に規定する場合に該当すること。

(9) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその

間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。



<議案第102号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第2条 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>（1） 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 450円（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）による申請に基づく交付にあつては、400円）</p> <p>（2）～（8） （略）</p>	<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第2条 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>（1） 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 450円（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）又は<u>堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第14条の2第2項に規定する民間端末機（以下「民間端末機」という。）による申請に基づく交付にあつては、400円）</u></p> <p>（2）～（8） （略）</p>
<p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>（1） （略）</p>	<p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>（1） （略）</p>

(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円 (自動交付機による申請に基づく交付にあっては、150円)

(堺市印鑑条例関係手数料)

第6条 堺市印鑑条例(昭和62年条例第20号)第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

印鑑登録証明手数料 1通 250円 (自動交付機による申請に基づく交付にあっては、200円)

(その他の税務関係手数料)

第13条 その他の税務関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。ただし、第2号に規定する手数料については、納税義務者が自己に係る固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、この限りでない。

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料 1件 200円 (自動交付機による申請に基づく交付にあっては、150円)

(2)・(3) (略)

(建築基準法関係手数料)

第33条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第33

(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円 (自動交付機又は民間端末機による申請に基づく交付にあっては、150円)

(堺市印鑑条例関係手数料)

第6条 堺市印鑑条例(昭和62年条例第20号)第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

印鑑登録証明手数料 1通 250円 (自動交付機又は民間端末機による申請に基づく交付にあっては、200円)

(その他の税務関係手数料)

第13条 その他の税務関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。ただし、第2号に規定する手数料については、納税義務者が自己に係る固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、この限りでない。

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料 1件 200円 (自動交付機又は民間端末機による申請に基づく交付にあっては、150円)

(2)～(3) (略)

(建築基準法関係手数料)

第33条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第33

8号。以下この条において「政令」という。)又は堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。

(1)～(17) (略)

(18) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料 1件 180,000円

(19)～(21) (略)

(22) 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料 1件 60,000円

(23) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 33,000円

(24)～(28) (略)

(29) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率又は建築面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円

8号。以下この条において「政令」という。)又は堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。

(1)～(17) (略)

(18) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料 1件 180,000円

(19)～(21) (略)

(22) 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件 60,000円

(23) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 33,000円

(24)～(28) (略)

(29) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率又は建築面積の特例許可申請手数料 1件 160,000円

(30)・(31) (略)

(32) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(33)・(34) (略)

(35) 法第68条の3第2項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(36)～(42) (略)

(43) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率に係る算定の特例認定申請手数料 1件 27,000円

(44)～(53) (略)

(54) 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(55)～(59) (略)

2 (略)

(30)・(31) (略)

(32) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

(33)・(34) (略)

(35) 法第68条の3第2項の規定に基づく再開発等促進区内等における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(36)～(42) (略)

(43) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に係る算定の特例認定申請手数料 1件 27,000円

(44)～(53) (略)

(54) 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件 27,000円

(55)～(59) (略)

2 (略)

<議案第103号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例>

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（登録事項）</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による確認をしたときは、印鑑登録票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 男女の別</u></p> <p><u>（7） （略）</u></p> <p><u>（8） （略）</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による確認をしたときは、印鑑登録票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p><u>（7） （略）</u></p> <p>2 （略）</p>
<p>（登録事項）</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、電子計算機により作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4） 男女の別</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p><u>（7） （略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、電子計算機により作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4） （略）</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>

(専用の端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条の2 (略)

2 (新設)

(専用の端末機等による印鑑登録証明書の交付)

第14条の2 (略)

2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を用いて、民間端末機(民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。)に、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

＜議案第104号 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を改正する条例＞  
 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>身体障害者及び知的障害者</u>の健康の保持及び福祉の増進を図るため、<u>身体障害者及び知的障害者</u>に対し医療費の一部を助成することについて必要な事項を定める。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所（日本の国籍を有しない者にあつては、その居住地）を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その<u>障害程度</u>が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号中1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市重度障害者医療費助成条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度障害者</u>の健康の保持及び福祉の増進を図るため、<u>重度障害者</u>に対し医療費の一部を助成することについて必要な事項を定める。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所（日本の国籍を有しない者にあつては、その居住地）を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）<u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その<u>障害の程度</u>が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号中1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) （略）</p>

(3) (略)

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表中1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証を所持する者及び特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）により交付された特定疾患医療受給者証を所持する者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表中1級の第9号に該当する者（その障害の程度が当該者と同程度以上であると認められる者を含む。）並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3中1級の第9号に該当する者

(5) (略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域外に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は行わない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特別被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者若しくは組合員であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(5) 堺市老人医療費助成条例（昭和46年条例第42号）の規定による医療費の助成を受けることができる者

認められる対象者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。第4項において同じ。）であって、当該施設に入所をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は、行わない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(5) 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者及び堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）第7条の規定により医療証の交付を受けている者

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養及び生活の療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、当該対象者が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 (略)

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) (略)

(助成の適用)

限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設に入所をした際に本市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付及び精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 (略)

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) (略)

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成の適用)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があった日から適用する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の規定による助成の額に相当する金額を市長が契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による申請のあった日の属する月の初日から適用する。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府の区域内に所在する第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の規定による助成の額に相当する金額を市長が医療機関に支払うことにより行う。ただし、第4条に規定する医療費の助成を適用する日から第6条の規定による医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができ

を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

る。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、助成を行うに当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第13条 (略)

附 則

第16条 (略)

附 則

(堺市老人医療費助成条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 第2条第3項及び第4項に定める者のほか、対象者のうち、堺市老人医療費助成条例を廃止する条例(平成29年条例第 号)の施行の際、同条例による廃止前の堺市老人医療費助成条例(昭和46年条例第42号。以下「旧老人医療費条例」)第6条の規定により医療証の交付を受けている者については、第2条第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。
- 7 平成30年7月31日において旧老人医療費条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者については、第2条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する対象者に該当すると認められる場合は、第5条の規定にかかわらず、同年8月1日に同条の規定による申請があったものとみなす。



<議案第105号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例>  
 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に<u>居住地を有する者</u>のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>堺市老人医療費助成条例（昭和46年条例第42号）の規定による医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に<u>住所を有する者</u>であつて、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）</u>、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法</u></p>

(4) 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例(昭和48年条例第54号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(5) (略)

(所得の制限)

第2条の2 (略)

(1) (略)

(2) ひとり親等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は当該ひとり親等の民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に定める扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2~4 (略)

(医療費の助成)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)又は国民健康保険

若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 堺市重度障害者医療費助成条例(昭和48年条例第54号)第6条の規定により医療証の交付を受けている者及び堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号)第7条の規定により医療証の交付を受けている者

(5) (略)

(所得の制限)

第2条の2 (略)

(1) (略)

(2) ひとり親等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2~4 (略)

(医療費の助成)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の

法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養及び生活の療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

2 （略）

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) （略）

3 本市は、対象者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該契約医療機関等に支払うことができる。

給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付及び精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

2 （略）

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) （略）

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、第1項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、次条の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間

4 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費の助成があったものとみなす。

(申請)

第4条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める手続に従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 (略)

(助成の開始)

第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日から開始する。

2 (略)

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、第3条第3項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 (略)

に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(削除)

(申請)

第4条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 (略)

(助成の適用)

第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあった日から適用する。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、大阪府の区域内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 (略)

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(届出義務)

第10条 受給者は、規則で定めるところにより、居住地、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 (略)

(届出義務)

第10条 受給者は、規則で定めるところにより、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成を行うに当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 (略)



＜議案第106号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例＞  
 堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) <u>堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の規定により医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(4) <u>堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の規定により医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、<u>同項第3号又は第4号の規定に該当する者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）</u></p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</u></p> <p>(4) <u>堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）第6条の規定により医療証の交付を受けている者</u></p> <p>(5) <u>堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）第4条第2項の規定により医療証の交付を受けることができる者</u></p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、<u>同項第4号又は第5号の規定に該当する者は、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による入院時食事療養費について助成を受けることができる。</u></p>

の規定による入院時食事療養費の助成を受けることができる。

(助成の範囲)

第4条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費（以下「療養の給付等」という。）について保険給付が行われた場合における当該療養に要する費用の額のうち、当該対象者が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 (略)

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) (略)

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、助成額を当該助成に係る療養の取扱いについて本市と契約を締結した病院、診療所及び薬局（以下「契約医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成額を対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の範囲)

第4条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）について保険給付（精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付を除く。）が行われた場合における当該療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 (略)

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) (略)

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことにより行う。た

(申請)

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請して医療証の交付を受けなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けた者は、契約医療機関において助成に係る療養を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その償額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第11条 医療証の交付を受けている対象者の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) (略)

だし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成額を対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(申請)

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請して医療証の交付を受けなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、大阪府の区域内に所在する医療機関において第4条第1項の規定による助成を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 対象者が死亡したとき。

(譲渡等の禁止)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(2) 受給者が死亡したとき。

(譲渡等の禁止)

第12条 (略)

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、助成を行うに当たり必要があると認めるときは、受給者の保護者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者の保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、受給者の保護者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第16条 (略)

<議案第108号 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例>

堺市特別用途地区建築条例（昭和48年条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築の制限）</p> <p>第4条 特別工業地区（第一種）の区域内においては、<u>法第48条第12項</u>に定めるもののほか、別表第1に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が安全上及び防火上の危険性がなく、かつ、衛生上の有害性が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 特別工業地区（第二種）の区域内においては、<u>法第48条第11項</u>に定めるもののほか、別表第1に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区内の工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>3 特別工業地区（第四種）の区域内においては、<u>法第48条第11項</u>に定めるもののほか、別表第2に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が周辺の住環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>4 <u>法第48条第14項及び第15項</u>の規定は、前3項（ただし書に限る。）の規定により許可をする場合について準用する。</p>	<p>（建築の制限）</p> <p>第4条 特別工業地区（第一種）の区域内においては、<u>法第48条第13項</u>に定めるもののほか、別表第1に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が安全上及び防火上の危険性がなく、かつ、衛生上の有害性が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 特別工業地区（第二種）の区域内においては、<u>法第48条第12項</u>に定めるもののほか、別表第1に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区内の工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>3 特別工業地区（第四種）の区域内においては、<u>法第48条第12項</u>に定めるもののほか、別表第2に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が周辺の住環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>4 <u>法第48条第15項及び第16項</u>の規定は、前3項（ただし書に限る。）の規定により許可をする場合について準用する。</p>

(構造の制限)

第4条の3 特別工業地区(第三種)の区域内においては、別表第3に掲げる用途に供する建築物の作業場(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの及び整理糊つけ、幅だし又は折たたみのみを営むための作業場その他市長が遮音について構造制限の必要がないと認める作業場を除く。)は、次の各号に定める構造又は市長がこれらと同等の効果があると認める構造としなければならない。

- (1) 外壁は、遮音上有害な空隙のない構造とし、鉄網モルタル壁又はこれと同等以上の遮音効果のある構造とすること。
- (2) 隣地境界線に面して設ける窓(床面から高さ0.5メートル以下又は高さ2.5メートル以上の部分に設ける換気の用に供するものを除く。)は、はめごろしとすること。ただし、当該窓と隣地境界線との間に遮音効果のある建築物、コンクリートブロック造りのへいその他これらに類する施設を設けた場合は、この限りでない。

第5条 特別業務地区の区域内においては、法第48条第10項に定めるもののほか、別表第4に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設(道路の沿道に存する施設で、自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、駐車場その他の自動車関連のサービス施設、倉庫等をいう。)の維持及び利用に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 法第48条第14項及び第15項の規定は、前項ただし書の規定に

(構造の制限)

第4条の3 特別工業地区(第三種)の区域内においては、別表第3に掲げる用途に供する建築物の作業場(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの及び整理糊つけ、幅だし又は折たたみのみを営むための作業場その他市長が遮音について構造制限の必要がないと認める作業場を除く。)は、次の各号に定める構造又は市長がこれらと同等の効果があると認める構造としなければならない。

- (1) 外壁は、遮音上有害な空隙のない構造とし、鉄網モルタル壁又はこれと同等以上の遮音効果のある構造とすること。
- (2) 隣地境界線に面して設ける窓(床面から高さ0.5メートル以下又は高さ2.5メートル以上の部分に設ける換気の用に供するものを除く。)は、はめごろしとすること。ただし、当該窓と隣地境界線との間に遮音効果のある建築物、コンクリートブロック造のへいその他これらに類する施設を設けた場合は、この限りでない。

第5条 特別業務地区の区域内においては、法第48条第11項に定めるもののほか、別表第4に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設(道路の沿道に存する施設で、自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、駐車場その他の自動車関連のサービス施設、倉庫等をいう。)の維持及び利用に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 法第48条第15項及び第16項の規定は、前項ただし書の規定に

より許可をする場合について準用する。

別表第1（第4条関係）

法別表第2の（ぬ）の項に掲げる建築物。ただし、同項第1号の(25)から(28)までに該当するものを除く。

別表第2（第4条関係）

法別表第2の（ぬ）の項に掲げる建築物。ただし、同項第1号の(12)又は(23)に該当するものを除く。

別表第4（第5条関係）

- (1) 法別表第2の（と）の項に掲げる第5号の建築物
- (2) 法別表第2の（ち）の項に掲げる第2号の建築物
- (3) 法別表第2の（り）の項に掲げる第2号の建築物

より許可をする場合について準用する。

別表第1（第4条関係）

法別表第2（る）項に掲げる建築物。ただし、同項第1号の(25)から(28)までに該当するものを除く。

別表第2（第4条関係）

法別表第2（る）項に掲げる建築物。ただし、同項第1号の(12)又は(23)に該当するものを除く。

別表第4（第5条関係）

- (1) 法別表第2（と）項に掲げる第5号の建築物
- (2) 法別表第2（り）項に掲げる第2号の建築物
- (3) 法別表第2（ぬ）項に掲げる第2号の建築物

堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築物の用途の制限）</p> <p>第4条 地区計画の計画図（以下「計画図」という。）に示される商業街区の区域内においては、<u>法別表第2（ち）項第2号及び第3号</u>に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	<p>（建築物の用途の制限）</p> <p>第4条 地区計画の計画図（以下「計画図」という。）に示される商業街区の区域内においては、<u>法別表第2（り）項第2号及び第3号</u>に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>

堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年条例第24号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
（あ）	地区の区分 （細区分）	商業系複合地区	行政・業務系複合地区 （業務・健康福祉系複合地区）	行政・業務系複合地区 （行政系複合地区）	（あ）	地区の区分 （細区分）	商業系複合地区	行政・業務系複合地区 （業務・健康福祉系複合地区）	行政・業務系複合地区 （行政系複合地区）
（い）	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(へ)項第2号及び第5号に掲げる建築物 (4) 法別表第2(を)項第2号及び第3号に掲げる建築物	(1) 法別表第2(に)項第6号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(へ)項第5号に掲げる建築物 (4) 1階部分を法別表第2(を)項第2号及び第3号の建築物の住戸又は居室の用途に供するもの	1階部分を法別表第2(を)項第2号及び第3号の建築物の住戸又は居室の用途に供するもの	（い）	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(へ)項第2号及び第5号に掲げる建築物 (4) 法別表第2(わ)項第2号及び第3号に掲げる建築物	(1) 法別表第2(に)項第6号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(へ)項第5号に掲げる建築物 (4) 1階部分を法別表第2(わ)項第2号及び第3号の建築物の住戸又は居室の用途に供するもの	1階部分を法別表第2(わ)項第2号及び第3号の建築物の住戸又は居室の用途に供するもの

堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年条例第18号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表				別表			
(あ)	地区の区分	A地区	南地区	(あ)	地区の区分	A地区	南地区
(い)	建築物の用途の制限	法別表第2（ち）項第3号に掲げるもの	(1) 6階以上の部分を住宅又は主として居住者の利用に供される集会室その他これらに類するもの以外の用に供するもの (2) 墓地については、通常の管理に必要な事務所、物置その他これらに類する用途以外の用に供するもの	(い)	建築物の用途の制限	法別表第2（り）項第3号に掲げるもの	(1) 6階以上の部分を住宅又は主として居住者の利用に供される集会室その他これらに類するもの以外の用に供するもの (2) 墓地については、通常の管理に必要な事務所、物置その他これらに類する用途以外の用に供するもの
(う)	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の7。ただし、法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第4項第1	10分の5	(う)	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の7。ただし、法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1	10分の5

		号に該当する建築物にあ っては10分の2を加え た数値とする。				号に該当する建築物にあ っては10分の2を加え た数値とする。	
(え)	建築物の高さ の最高限度	70メートル	90メートル	(え)	建築物の高さ の最高限度	70メートル	90メートル

堺市南部大阪都市計画港八幡地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（平成16年条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築の制限）</p> <p>第4条 適用区域内においては、<u>法別表第2（り）項</u>（第2号を除く。）に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>（建築制限の緩和）</p> <p>第5条 <u>法第48条第12項</u>の規定にかかわらず、適用区域内においては、次に掲げる建築物を建築することができるものとする。</p> <p>(1) ホテル及び旅館</p> <p>(2) 劇場、映画館、演芸場及び観覧場</p> <p>(3) 専修学校及び各種学校</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋及びゲームセンター</p>	<p>（建築の制限）</p> <p>第4条 適用区域内においては、<u>法別表第2（ぬ）項</u>（第2号を除く。）に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>（建築制限の緩和）</p> <p>第5条 <u>法第48条第13項</u>の規定にかかわらず、適用区域内においては、次に掲げる建築物を建築することができるものとする。</p> <p>(1) ホテル及び旅館</p> <p>(2) 劇場、映画館、演芸場及び観覧場</p> <p>(3) 専修学校及び各種学校</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋及びゲームセンター</p>

堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第3条（略） （許可の基準）</p> <p>第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、許可をするものとする。</p> <p>(1) 建築物等の新築</p> <p>ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）当該建築物の<u>建ぺい率</u>が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>（ウ）～（オ）（略）</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 建築物等の増築</p> <p>ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）当該増築後の建築物の<u>建ぺい率</u>が10分の4以下であること。この場合においては、第1号ア（イ）ただし書の規定を</p>	<p>第1条～第3条（略） （許可の基準）</p> <p>第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、許可をするものとする。</p> <p>(1) 建築物等の新築</p> <p>ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）当該建築物の<u>建蔽率</u>が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>（ウ）～（オ）（略）</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 建築物等の増築</p> <p>ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）当該増築後の建築物の<u>建蔽率</u>が10分の4以下であること。この場合においては、第1号ア（イ）ただし書の規定を</p>

準用する。

(ウ)・(エ) (略)

イ～エ (略)

(4)～(10) (略)

2. (略)

3 昭和45年6月14日前に新築された建築物（地下に設ける建築物を除く。）の建て替えのために行う建築物の新築のうち、次の各号のすべてに該当するものであって、第1項第1号ア（イ）、（ウ）及び（オ）に規定する基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの基準は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該建て替え後の建築物の建ぺい率が、当該建て替え前の建築物の建ぺい率を超えないものであること。

(4) (略)

以下 (略)

準用する。

(ウ)・(エ) (略)

イ～エ (略)

(4)～(10) (略)

2 (略)

3 昭和45年6月14日前に新築された建築物（地下に設ける建築物を除く。）の建て替えのために行う建築物の新築のうち、次の各号のすべてに該当するものであって、第1項第1号ア（イ）、（ウ）及び（オ）に規定する基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの基準は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該建て替え後の建築物の建蔽率が、当該建て替え前の建築物の建蔽率を超えないものであること。

(4) (略)

以下 (略)

堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="280 405 436 437">（建築の制限）</p> <p data-bbox="235 459 1086 533">第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p data-bbox="264 555 831 587">(1) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p data-bbox="264 609 965 641">(2) 法別表第2（ち）項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>	<p data-bbox="1173 405 1330 437">（建築の制限）</p> <p data-bbox="1128 459 1980 533">第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p data-bbox="1158 555 1724 587">(1) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p data-bbox="1158 609 1856 641">(2) 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>

堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築の制限）</p> <p>第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2（に）項第5号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2（へ）項第5号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2（り）項に掲げる建築物（自動車用品販売施設に併設する自動車修理工場を除く。）</p> <p>(6) 法第51条に規定する用途に供する建築物</p>	<p>（建築の制限）</p> <p>第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2（に）項第5号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2（へ）項第5号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物（自動車用品販売施設に併設する自動車修理工場を除く。）</p> <p>(6) 法第51条に規定する用途に供する建築物</p>

堺市ものづくり投資促進条例（平成27年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 特定事業所等 企業がその企業立地の主たる目的である事業の用に供するために対象区域内に設置する家屋であって、法第701条の31第1項第5号の事業所等に該当するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第48条第1.2項</u>の工業専用地域に建設することができない建物以外の建物のうち、別表第2に定める事業の用に供する工場、倉庫、事務所及び試験研究施設に限るものとし、これらの附帯施設を含むものとする。）をいう。</p> <p>(6)・(7)（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>市内のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第9条第10項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第11項</u>に規定する工業地域又は<u>同条第12項</u>に規定する工業専用地域に該当する区域</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 特定事業所等 企業がその企業立地の主たる目的である事業の用に供するために対象区域内に設置する家屋であって、法第701条の31第1項第5号の事業所等に該当するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第48条第1.3項</u>の工業専用地域に建設することができない建物以外の建物のうち、別表第2に定める事業の用に供する工場、倉庫、事務所及び試験研究施設に限るものとし、これらの附帯施設を含むものとする。）をいう。</p> <p>(6)・(7)（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>市内のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第9条第11項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第12項</u>に規定する工業地域又は<u>同条第13項</u>に規定する工業専用地域に該当する区域</p>

堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年条例第34号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
（あ）	地区の区分	A地区	B地区	（あ）	地区の区分	A地区	B地区
（い）	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2（に）項第2号に掲げる建築物（自動車修理工場を除く。） (2) 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうち、ラブホテル (3) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物（ぱちんこ屋及びゲームセンター（統計法第28条第1項の	(1) 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうち、ラブホテル (2) 法別表第2（ほ）項第2号又は第3号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（ち）項第2号に掲げるもの	（い）	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2（に）項第2号に掲げる建築物（自動車修理工場を除く。） (2) 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうち、ラブホテル (3) 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの	(1) 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうち、ラブホテル (2) 法別表第2（ほ）項第2号又は第3号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの

	規定に基づく産業に関する分類(平成25年総務省告示第405号)第4項分類表の大分類N—生活関連サービス業、娯楽業の中分類80—娯楽業の小分類番号806の細分類番号8065に該当するものをいう。)を除く。)			規定に基づく産業に関する分類(平成25年総務省告示第405号)第4項分類表の大分類N—生活関連サービス業、娯楽業の中分類80—娯楽業の小分類番号806の細分類番号8065に該当するものをいう。)を除く。)	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



<議案第109号 堺市公園条例の一部を改正する条例>

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第1章の2 公園、公園施設等の設置基準（第4条—第4条の18）</p> <p>第2章 公園の管理（第5条—第14条）</p> <p>第3章 有料施設（第14条の2—<u>第19条</u>）</p> <p>第4章 その他（第20条—<u>第35条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条～第4条の10 （略）</p> <p>（<u>駐車場</u>）</p> <p>第4条の11</p> <p>12～18 （略）</p> <p>第5条～第6条 （略）</p> <p>（行為の禁止）</p> <p>第7条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の許可に係るもの及び市長において公園管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第1章の2 公園、公園施設等の設置基準（第4条—第4条の18）</p> <p>第2章 公園の管理（第5条—第14条）</p> <p>第3章 有料施設（第14条の2—<u>第19条の2</u>）</p> <p>第4章 その他（第20条—<u>第38条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条～第4条の10 （略）</p> <p>（<u>車椅子使用者用駐車施設</u>）</p> <p>第4条の11</p> <p>12～18 （略）</p> <p>第5条～第6条 （略）</p> <p>（行為の禁止）</p> <p>第7条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の許可に係るもの及び市長において公園管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p>

(1)～(6) (略)

(7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(8)～(12) (略)

第8条～第9条の2 (略)

(許可の期間)

第10条 法第5条第2項の規定による許可の期間は、5年以内とする。

第10条第2項～第15条 (略)

(使用許可の申請)

第16条 有料施設を使用しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、申請書の提出を省略することができる。

2及び3 (略)

第17条 (略)

第18条第1項 (略)

第18条第2項 有料施設使用料は、別表第4の範囲内において規則で定める。

第18条第3項～第4項 (略)

(使用料の納付)

第19条 有料施設使用料及び附属設備等の使用料は、前納とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(8)～(12) (略)

第8条～第9条の2 (略)

(許可の期間)

第10条 法第5条第2項の規定による許可の期間は、10年以内とする。

第10条第2項～第15条 (略)

(使用許可の申請)

第16条 有料施設(駐車場を除く。)を使用しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、申請書の提出を省略することができる。

2及び3 (略)

第17条 (略)

第18条第1項 (略)

第18条第2項 有料施設使用料は、別表第4の範囲内において規則で定める。

第18条第3項～第4項 (略)

(使用料の納付)

第19条 有料施設使用料(駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)を除く。)及び附属設備等の使用料は、前納とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

(新設)

(新設)

第20条～第30条 (略)

(利用料金)

第31条 (略)

2及び3 (略)

4 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5及び6 (略)

第32条及び第33条 (略)

(新設)

(駐車料金の徴収)

第19条の2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車

(3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第20条～第30条 (略)

(利用料金)

第31条 (略)

2及び3 (略)

4 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合については、この限りでない。

5及び6 (略)

第32条及び第33条 (略)

(駐車の拒否)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の

(新設)

(新設)

駐車を拒むことができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することができる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第35条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第36条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第34条 第5条から第24条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

第35条

別表第1 (略)

別表第2 (第12条関係)

使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積1平方メートルにつき	80円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用	1日	320円
	業として撮影の目的でする使用	1回(2時間以内)につき	6,480円
	競技会、集会その他これらに類する目的でする使用	使用面積10平方メートルにつき	20円
	その他の使用	1日	20円

別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第37条 第5条から第24条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第38条

別表第1 (略)

別表第2 (第12条関係)

使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積1平方メートルにつき	80円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用	1日	320円
	業として撮影の目的でする使用	1回(2時間以内)につき	6,480円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的でする使用	使用面積10平方メートルにつき	20円
	その他の使用	1日	20円

別表第3 (第14条の2関係)

公園名	有料施設
大仙公園	日本庭園
	日本庭園和室
田園公園	泉ヶ丘プール

別表第4 (第18条、第31条関係)

1及び2 (略)

3 トレーニング室使用料

区分		単位	使用料
家原大池 体育館	トレーニング室	1人1月	6,170円の範囲内で市長が定める額
		1人1回	1,020円の範囲内で市長が定める額
原池公園 体育館			

4～8 (略)

9 その他の有料施設の使用料

別表第3 (第14条の2関係)

公園名	有料施設	
大仙公園	日本庭園	
	日本庭園和室	
田園公園	泉ヶ丘プール	
原山公園	プール	
	多目的スペース	
	駐車場	
	屋内施設	プール
		トレーニング室
		スタジオ

別表第4 (第18条、第31条関係)

1及び2 (略)

3 トレーニング室 (原山公園のトレーニング室を除く。) 使用料

区分		単位	使用料
家原大池 体育館	トレーニング室	1人1月	6,170円の範囲内で市長が定める額
		1人1回	1,020円の範囲内で市長が定める額
原池公園 体育館			

4～8 (略)

9 その他の有料施設の使用料

区分	使用料
各公園プール	1人1回 510円
大仙公園 日本庭園	1人1回 200円
	1人1年 1,020円
日本庭園和室	全日 20,570円
その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 20円

備考

- (1) 使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。
- (2) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

区分	使用料	
各公園（原山公園を除く。）のプール	1人1回 510円	
大仙公園 日本庭園	1人1回 200円	
	1人1年 1,020円	
日本庭園和室	全日 20,570円	
原山公園	プール（屋内施設のプールを除く。）	1人1回（大人） 900円 1人1回（中学生） 500円 1人1回（小学生） 300円
	多目的スペース	全面1時間 1,200円
	屋内施設（プール、トレーニング室及びスタジオ）	プール（プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。）
	トレーニング室（プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。）	1人1回 1,020円
	プール及びトレーニング室	1人1月 7,200円
	スタジオ（プログラム	1室1時間 510円

	ラムレッスンを 除く。)	
	プール、トレーニ ング室及びプロ グラムレッスン	1人1回 2,460円 1人1月 9,250円
	駐車場	1台1時間 300円
その他の使用		使用面積10平方メートルにつ き全日 20円

備考

- (1) 使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。
- (2) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (3) この表において「プログラムレッスン」とは、原山公園の屋内施設（プール、トレーニング室又はスタジオ）において実施されるレッスンの受講に係る屋内施設の使用をいう。



平成 29 年第 3 回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表

---

平成 29 年 8 月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
Tel 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

